

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の
円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）
（案）

平成31年3月

（平成30年12月時点）

※本資料は12月3日時点のものであり、
内容や写真等変更になる可能性があります。

はじめに

全ての人に使いやすい建築物の整備にあたり、高齢者や障害者等の設計上の配慮に対して具体的な考え方及びその手法を示すことにより、利用者をはじめ、建築主、審査者、設計者、施設管理者に適切な設計情報を提供するために「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」という。）が策定されているところである。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、我が国における急速な高齢化の進行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加等を受けて、宿泊施設を含む建築物の一層のバリアフリー化の対応が求められている。

高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備にあたっては、施設全体のバリアフリー対応の様々な配慮を行うこと、魅力ある車椅子利用者用客室及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備すること、施設内の情報伝達手段や貸し出し等の充実等を図ること等が求められており、このような取組みは、高齢者、障害者のみならず、健常者を含めた多くの宿泊利用者にとって、利便性の向上につながる重要な取組みでもあると考えている。

また、車椅子利用者用客室の設置基準について、2018年10月、床面積2,000㎡以上かつ客室総数が50室以上のホテル又は旅館を建築する場合に必要な設置数が、「1室以上」から「建築する客室総数の1%以上」に改正され、2019年9月1日の施行が予定されている。これに基づき、車椅子利用者用客室等については、高齢者、障害者等を含めた誰もが利用しやすい魅力ある快適な空間整備が求められ、多様なニーズに対応した宿泊施設や様々な客室の選択肢を増やすことが望まれている。

このような状況を踏まえて、高齢者、障害者等を含めた誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備を図る目的として、建築設計標準（平成29年（2017年）3月版）のホテル・旅館に関連する内容について充実を図り、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」（以下「追補版」という。）を策定することとした。

建築主、審査者、設計者、施設管理者は建築設計標準及び追補版を活用し、ホテル又は旅館における円滑な移動や利用等に関わる企画・設計や施設管理に必要な情報の収集等に努め、宿泊施設の新築・改修・維持管理、宿泊施設への用途転用等の機会において、積極的に取り組んでいくことが重要となる。

ホテル又は旅館の企画・設計・施設管理にあたり、建築設計標準及び追補版が広く活用され、全ての人にとって使いやすい建築物の整備を図られることで、誰もが安心して快適に利用できる宿泊環境が実現されることを期待している。

平成31（2018）年3月

目 次 (案)

建築設計標準の主旨と今回の改正について

1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

1.1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- (1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計 1
- (2) ソフトとハードの相互補完と対応について 2
- (3) さらに使いやすく快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積 3

1.2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- (1) 建築計画の手順 4
- (2) 建築計画の要点 9
- (3) ホテル又は旅館の計画・設計のポイント 11
- (4) ホテル又は旅館の単位空間等の設計 13
- (5) 災害時の避難、誘導について 18
- (6) 改善・改修のチェックポイント 20

2. 客室

- 基準 22
- 設計の考え方・設計のポイント 23

2.1 客室の設計標準

- (1) 車椅子利用者用客室 24
- (2) 一般客室 37
- (3) 案内表示、情報伝達設備等 40

2.2 改善・改修のポイント

- (1) 車椅子利用者用客室 [改修] 42
- (2) 一般客室 [改修] 44

2.3 ソフト面の工夫

- (1) 情報提供とコミュニケーション 45
- (2) 備品の対応、貸し出し 47

3. 設計事例集

■ 巻末資料

バリアフリー建築設計標準チェックリスト(ホテル・旅館編)

建築設計標準の主旨と今回の改正について

(1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 29 年（2017 年）3 月版）」（以下「建築設計標準」という。）は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物（特別特定建築物）で一定の規模以上のものに対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容、建築物のバリアフリーの標準的な内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

(2) 今回の改正の背景と位置づけ

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備を推進するため、国土交通省は、2017 年 12 月から学識経験者、障害者団体等、施設管理者団体、設計関係団体等から構成される「バリアフリー客室基準の見直しに関する検討会（以下「前回の検討会」という。）」を行った。前回の検討会においては、ホテル・旅館に対するアンケート調査等を踏まえ、2018 年 6 月、ホテル・旅館のバリアフリー化を総合的に推進するため、
 - ・ バリアフリー客室の客室設置数に係る基準の見直し（政令改正）
 - ・ バリアフリー客室に係る建築設計標準の充実・普及（※バリアフリー客室＝車椅子使用者用客室）といった内容を含む対応方針がとりまとめられた。

- 1 点目については、車椅子使用者用客室の設置基準（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 15 条第 1 項）について、床面積 2,000 m²以上かつ客室総数が 50 以上のホテル又は旅館を建築する場合、現行では、1 以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないところ、建築する客室総数の 1%以上の車椅子使用者用客室を設けなければならないと改正され、平成 31 年 9 月に施行が予定されている。（2018 年 10 月 19 日公布、2019 年 9 月 1 日施行予定）

○ 2点目については、前回の検討会において抽出された以下に示す要望及び課題を踏まえて「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会」を設置し、「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）」（以下「追補版」という。）の策定に向けて、充実すべき内容について検討を行った。

- ・複数のバリアフリー客室へのニーズ
- ・バリアフリー客室の稼働率が低い
- ・バリアフリー客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ・多様なニーズ（広さ、設備、価格等）に対応した客室が不足
- ・バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ・段差解消等の共用部のバリアフリー化やソフト面の対応

（３）追補版の主な改正事項

追補版は、高齢者、障害者等を含めた誰もが円滑に利用しやすい宿泊環境の整備を図る目的として、建築設計標準（平成29年（2017年）3月版）のホテル・旅館に関連する下記の内容の充実を図り、追補するものである。

- ① 車椅子利用者用客室設置数の基準見直しの反映
- ② 多様なニーズや宿泊施設の特徴に対応した客室モデルのバリエーションの追加
- ③ 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫、共用部分に関する配慮事項の追加
- ④ 新築・改修、ホテル・旅館等、水廻りの構成等の各特徴に応じた、多様な優良事例の追加

（４）追補版の構成と使い方

追補版は全ての人にとって使いやすい宿泊施設の整備にあたり、高齢者や障害者等の円滑な移動等の設計上の配慮について、建築主及び設計者の企画・設計の実務や施設管理者の施設管理・改修等に役立ててもらおう等、広く有効活用していただくための手引きとなるよう、とりまとめたものである。

追補版の構成は「1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント」「2. 客室」「3. 設計事例集」の3つの章立てになっており、追補版の「1.2（4）ホテル又は旅館の単位空間等の設計」については、建築設計標準（平成29年（2017年）3月版）の一部を参照先としている。

「1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント」「2. 客室」については、ホテル又は旅館における建築計画の手順・要点や客室・共用部分の設計のポイントについて、一般的な考え方及びその手法を示したものである。このため、ホテル又は旅館における個々のプロジェクトの背景、特徴、目標設定（利用対象・営業形態等）や諸条件に応じて、建築主、設計者、審査者、施設管理者等のそれぞれの立場で追補版を参照しながら、適切なバリアフリー対応を検討することが望まれる。

「3. 設計事例集」については、建築物全体としてバリアフリー対応に優れた事例を選定し、バリアフリー対応の取組方法、快適性・デザイン性を踏まえたきめ細やかな設計上の配慮事項、魅力ある施設づくりにつながる効果的なバリアフリー改修等、幅広い設計情報を提供している。

巻末資料の「バリアフリー建築設計標準 チェックシート（ホテル・旅館編）」については、実務に向けたセルフチェックや建築主、設計者、審査者、施設管理者等の間で共有できるツールとしてご活用いただけるものとしている。

1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

1. ホテル又は旅館の施設全体の計画のポイント

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

(1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計

① すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物は、可能な限りあらゆる地域住民の利用を想定しておくことが望まれる。すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず、地域に存在する大半の建築物ですべての人に使いやすい建築物を目指す必要がある。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、地域住民・建築主・施設管理者・行政等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・建築主・施設管理者や設計者には、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に検討して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。
- ・地方公共団体等の行政には、地域住民の福祉の増進を図る観点から、建築物のバリアフリー化整備を促進するための必要な支援措置の策定や条例の制定、個別の建築物に対するバリアフリー法や福祉のまちづくり条例に係る審査・検査が求められる。またバリアフリー法の運用にあたって、建築設計標準を参考としつつ、地域の実情や建築物・敷地の形態等の諸条件を踏まえ、適切に指導等を行うことが求められる。

② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・バリアフリー法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人等、一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈のもとに、すべての人の利用を考えることになる。
- ・すべての利用者のうち、特に高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、施設・設備・情報のアクセシビリティ確保のために、その利用特性を把握する必要がある。
- ・車椅子使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車椅子を移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって、利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、ろう者と中途聴覚障害者で手話、筆談等のコミュニケーション手段に相違が見られるが、情報伝達手段の必要性は共通である。

1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信・入手が不得手な人が多く、静かな環境等が確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることがある。
- ・精神障害者は、空間計画や施設運営が分かりやすくないと、不安を感じることがある。
- ・児童は成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である。
- ・すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者や設計者は、建築物の計画にあたって、必要に応じて地域住民の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使いやすい建築物を実現するよう努める必要がある。
- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震等の非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては、的確な情報伝達、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、特に留意しなければならない。

(2) ソフトとハードの相互補完と対応について

- ・すべての人に使いやすい建築物は、移動経路や利用居室等の建築的な対応によるハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両側面からの支援が必要であり、整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフトを工夫することが重要となる。
- ・ソフトによる工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、コミュニケーション支援のための備品や福祉用具の貸し出し等による支援、建築物のバリアフリー化等に係る情報提供等を総合的に計画することが考えられる。また、補助犬を利用している方々の施設利用について、十分に理解し、配慮する必要がある。児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリーの観点に基づく情報伝達・避難システムの構築が必要である。
- ・また、整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することも重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じて改善・改修することも考えなければならない。建築主・施設管理者には、施設使用開始後の改善・改修に柔軟に対応できるよう、維持管理、運営面での配慮が求められる。

(3) さらに使いやすく快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積

- ・高齢化や「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・すべての人が使いやすい建築物を整備するためには、計画・設計時の当事者参加による検証で得た情報、計画・設計、施工において得た情報等の収集と蓄積を図ることが重要となる。
- ・また施設使用開始後に利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うとともに、これらの過程で得た情報を蓄積することも重要となる。利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・建築主・施設管理者、設計者、行政には、これらの情報収集・蓄積と公開に努め、次の新築設計・改修設計等に反映し、よりよい建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の設計・整備や運営管理は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

(1) 建築計画の手順

① 整備方針を設定する **－ホテル又は旅館の事業計画にバリアフリーの観点を盛り込む**

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められている。
- ・高齢者、障害者等のホテル又は旅館に対するニーズは、できるだけ安価に宿泊すること（例：ビジネス出張）から、宿泊等を楽しむことなど様々であるが、これらの機会を他の利用者と等しく享受できることが重要となる。
- ・そのためホテル又は旅館のバリアフリー化については、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に公平に対応することを原則とする。ただしホテル又は旅館の立地条件、用途・規模、新築・改修によって、バリアフリーに係る整備方針は異なることに留意が必要である。
- ・高齢者、障害者等がより円滑にホテル又は旅館を利用できる環境整備にあたっては、施設全体のバリアフリー対応の様々な配慮を行うこと、魅力ある車椅子利用者用客室及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備すること、施設内の情報伝達手段や貸し出し等の充実等を図ること等が求められており、このような取組みは、高齢者、障害者のみならず、健常者を含めた多くの宿泊利用者にとって、利便性の向上につながる重要な取組みでもある。
- ・特に車椅子利用者用客室については、これまで一部の施設において、他の客室より高い宿泊費設定や施設的な内装等により、利用者にとっては利用しにくい場合があることや、また一方で施設運営者にとっては稼働率が低いことが課題となっている。
- ・そこで今後は、車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすく、魅力的で快適な車椅子利用者用客室を提供することや、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を多く提供すること等により、高齢者、障害者等が利用できる客室の選択肢を提供することが、利用者・施設運営者双方にとって重要となる。
- ・一方で、建築部位や客室等の単位空間のバリアフリー化のみを目標とし、部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさ等の確保が不十分になる。常に建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭に置いて、計画・設計を行うことが重要となる。

留意点：車椅子利用者用客室の稼働率向上に向けた運営方法の工夫

- ・車椅子利用者用客室の稼働率向上に向けては、客室の魅力や快適性向上への配慮に加え、付加価値を与えることや、室名・販売方法等の運営方法を工夫すること等も有効である。

② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映した計画を行うためには、利用者の意見を聴取し、計画・設計への参画を求めることが必要である。ホテル又は旅館においては、宿泊客（客室の利用者）となる高齢者、障害者等、宿泊はしないがレストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、共同浴室等を一時的に利用する高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。

- ・また計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。
- ・意見聴取は、意見を設計に反映することができるよう早い段階で行い、十分な時間的余裕を持つことが重要となる。また、意見聴取の際には、障害者の状態に応じて、ゆっくり話す、手書き文字、筆談を行う、わかりやすい表現に置き換える等、障害特性に合わせた方法で行うよう配慮する。

③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する

- ・バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準及び地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、建築設計標準への適合・整合を検討する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」、「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておくことが必要である。
- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、建築設計標準に掲げられている対応がすべてではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことも多く存在する。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するために、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画を検討することが重要である。

留意点：バリアフリー法第14条第3項に基づく条例（地方条例）について

- ・バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、対象区域を設定して、以下の措置を講じることが可能である。
 - ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること
 - ・義務付け対象規模を、政令の規模(原則2,000 m²)未満に設定すること
 - ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること
- ・ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

留意点：福祉のまちづくり条例等について

- ・すべての人が自らの意思で自由に移動できるよう生活環境等についてハード・ソフト両面から整備するために、地方自治法第14条に基づいて、福祉のまちづくり条例等の条例が全国の地方公共団体で施行されている。
- ・施設の用途や規模に応じ、福祉のまちづくり条例等に基づく協議や届け出を求められることがある。なお一般的に、バリアフリー法と福祉のまちづくり条例に係る行政側の窓口及び申請・届け出先は異なることに注意が必要である。
- ・福祉のまちづくり条例において、バリアフリー法や条例より高い水準を要求している場合もあり、ホテル又は旅館の計画にあたっては、各地方公共団体の福祉のまちづくり条例等の内容についても十分に理解し、必要に応じて協議・届け出等を行う必要がある。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

④ 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、**ホテル又は旅館の建築主・施設管理者、従業員（職員）等**（以下「建築主等」）の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリー化に対する理解、ニーズの異なる利用者への**適切な対応の理解の促進**を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップを通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することも必要である。

留意点：高齢の方・障害のある方などをお迎えするための接遇マニュアル 宿泊施設編

- ・観光庁では、観光関連事業における“ユニバーサルツーリズム”への対応必要性の増加を受け、高齢の方や障害のある方などを宿泊施設に迎えるための取組みの第一歩につながる、基礎的な内容を整理したマニュアルを2018年3月に発行した。
- ・このマニュアルでは、ユニバーサルツーリズムの必要性、障害ごとの特性と対応（障害の特性、日常生活で感じる不便、コミュニケーションの基本）、シーンごとの接遇のポイントが、わかりやすく示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001226565.pdf>



⑤ 火災や地震等、非常時の対応を考える

- ・**ホテル又は旅館において、非常時に**すべての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。特に、視覚障害者や聴覚障害者、**外国人等**に**情報伝達**を行うための配慮が重要となる。また**避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等**に対する**避難誘導、避難支援**を行うための配慮も重要となる。
- ・**情報伝達、避難誘導、避難支援**においては、その必要性がわかりにくい**知的障害者、発達障害者等**がいることにも留意する必要がある。
- ・**適切な情報伝達、避難誘導、避難支援**を行うため、**ホテル又は旅館の計画・設計**において、**火災や地震等の非常時**に対応した**情報伝達設備・誘導設備**の設置、**二方向避難経路の確保、避難場所の確保等**について検討する。
- ・**各地域の状況や施設の計画・設計内容を反映しつつ**、**高齢者、障害者等の避難上の制約**を有する利用者を含む、すべての利用者に対する、**避難・誘導方法のマニュアル等**を作成する。
- ・**マニュアル等**には**高齢者、障害者等**を含むすべての利用者に対する**非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための手段・方法、人的配置・役割分担等**を計画する。
- ・**また聴覚障害者等**に**非常事態の発生を伝えるための手段**として、**光警報装置や屋内信号装置等**の情報伝達設備や、**緊急時のコミュニケーション手段**となる**筆談ボード等**の備品を準備する。
- ・**従業員（職員）**だけでは**避難支援が困難な場合**もあることから、必要に応じて、**周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等**も検討する。

- ・特に車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。また障害者等が宿泊する際には、その客室位置について、従業員が十分に把握しておくことも必要である。

留意点：自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン

- ・観光庁では、観光施設および宿泊施設に携わる方に対して、大規模災害発生時の緊急時における訪日外国人旅行者向けの初動対応に関して説明したガイドラインを2014年に発行した。
- ・本マニュアル策定ガイドラインは主に自然災害を想定して作成されており、具体的には地震・津波、風水害・火山噴火等を対象としており、訪日外国人旅行者に関する基礎知識、初動対応、平常時からの準備、情報提供、対応マニュアル参考事例集、事前・事後チェックリスト等が示されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001058526.pdf>



留意点：外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン

- ・消防庁では、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を2018年3月に策定した。
- ・同ガイドラインの主な内容として、火災時や地震時に空港、ホテル等の施設関係者が、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等を活用し、避難誘導等を多言語化・文字等による視覚化するとともに、障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導を行ううえで、取り組むことが望ましい事項が示されている。
- ・また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本ガイドラインを駅・空港や競技場、旅館・ホテル等の関係施設に周知するとともに、各施設における取組を促していくとされている。
- ・http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain.pdf
- ・http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_21/pdf/leaflet01.pdf
- ・http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/gaidorain_tebiki.pdf



⑥ 案内・誘導等に必要な人的配置、備品等の貸し出しを計画する

- ・敷地内及び建築物内での高齢者や車椅子使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要な人的配置を計画する。
- ・案内・誘導等の際には、以下のような配慮があることが望ましい。
 - ・視覚障害者が一人で宿泊する際等には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。また着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カード読み取り機の位置等を視覚障害者に説明する必要がある。
 - ・視覚障害者等が一人で宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明する等の配慮があることが望ましい。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

- ・ホテル又は旅館における食事の提供においては、テーブル席のあるレストラン・食堂に車椅子使用者を案内することや、**ビュッフェ形式の食べ物等を車椅子使用者が取る際のサポート**、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。
- ・さらに高齢者、障害者の利用を想定し、施設内に車椅子や筆談ボードを貸し出すことができるよう準備する。客室には、浴室・便所用の備品や室内信号装置（ドアロック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）等を貸し出すことができるよう準備する。

⑦ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性についても、あらかじめ想定した上で施設運営計画を検討することが望ましい。
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つため、維持管理計画（定期点検や修繕の計画）を策定する。
- ・維持管理においては、特に視覚障害者誘導用ブロックや屋内外の床材・案内板等が経年劣化したり、車止め等が移動されたりしてしまう場合もある。また、エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する必要がある。

⑧ 情報提供と利用者のニーズの蓄積を活かす

- ・車椅子利用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、**便所や浴室等の手すりの配置状況、備品等の貸し出しの有無**、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報について、施設のホームページ等での**情報提供を計画する**。
- ・高齢者・障害者等の障害の種類や特性に応じて、ソフト面も含めて配慮されているバリアフリー対応の情報提供を行い、事前に宿泊利用者が施設を選択できることが望ましい。
- ・利用者のニーズを継続的に把握・蓄積し、改善・改修やソフト面の工夫に活かしていくことが望まれる。

留意点：バリアフリー法におけるバリアフリーに係る情報提供の努力義務化

- ・2018年5月に交付され、11月より施行される「高齢者、障害者等の移動等の円滑かの促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）において、「建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等にたいし、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。」とされたところであり、特別特定建築物に該当するホテル又は旅館におけるバリアフリー情報の提供が努力義務化された。

留意点：宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル ～実践に向けた手引き～

- ・観光庁では、高齢の方や障害のある方が宿泊施設を利用できるかどうかを事前に判断することができるよう、宿泊施設がバリアフリー情報の発信に取り組む実践に向けた手引きとして、情報発信の必要性や取組みの方法を整理したマニュアルを2018年8月に発行した。
- ・マニュアルでは、バリアフリー情報発信の必要性、宿泊施設の情報に対するニーズ、バリアフリー情報発信のポイントがわかりやすく整理されているほか、巻末資料として、宿泊施設のセルフチェック・情報収集のための『チェックシート』が添付されている。
- ・<http://www.mlit.go.jp/common/001250845.pdf>



(2) 建築計画の要点

～高齢者、障害者等の利用に配慮した水準から、
より使いやすく快適な水準へ～

① 連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場と目的となる所要諸室（利用居室）、便所の間を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・宿泊機能を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道路等や駐車場からフロントを経て客室に至る動線、道路等や駐車場から共用施設（レストラン・食堂や宴会場・バンケットホール、共同浴室、共用トイレ等）への動線、客室から共用施設への動線である。
- ・また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。

② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定し、経路や利用居室内の適切な有効幅員や空間を確保する。
- ・適切な有効幅員や空間の確保のため、あらかじめ設備機器や什器・家具等の配置を設定する。

③ 認知性（わかりやすさ）と操作性（使いやすさ）を確保する

- ・高齢者、障害者等を含むすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・人体寸法、各種動作寸法、車椅子使用者の動作寸法や、高齢者、障害者等の利用特性を踏まえ、部品・設備や什器・家具等の寸法や仕様は、操作性のよいものとする。

④ 情報へのアクセス手段を確保する。

- ・建築物をわかりやすい動線計画、全体構成とした上で、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等、施設利用に必要な情報を得るための配慮が必要な利用者のわかりやすさに配慮した案内表示、案内設備を設ける。案内表示は図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により、外国人へのわかりやすさにも配慮したものとする。
- ・聴覚障害者等の情報アクセスのしやすさに配慮し、手話やコミュニケーションの手段となる情報伝達設備や備品を設ける。

⑤ 高齢者、障害者等の客室の選択可能性に配慮する

- ・客室の計画・設計においては、高齢者、障害者等が各々の利用特性やニーズに応じた客室を選択できるよう、客室の選択肢を用意することが重要である。

ア. 車椅子利用者用客室の整備

- ・バリアフリー法に義務づけられた数以上の「車椅子利用者用客室」を整備する。
- ・車椅子利用者用客室を設ける場合には、客室内に車椅子利用者用便房・浴室等を設けることが望ましい。
- ・原則として、車椅子利用者用客室は高齢者、障害者等が同伴者と宿泊することに配慮した広さ、間取りとすることが望ましい。ただし、都市型立地・主にビジネス利用が想定される施設であれば、介助を必要としない利用者を想定し、シングルルームの車椅子利用者用客室を提供することも考えられる。

留意点：コネクティングルーム

- ・家族やグループ、同伴者との宿泊を想定し、車椅子利用者用客室にコネクティングルーム（隣り合わせの客室を内側のコネクティングドアでつなげたもの）を設けている事例もある。

留意点：複数の車椅子利用者が同一施設に宿泊する場合の、車椅子利用者用客室の使われ方

- ・団体旅行等、複数の車椅子利用者が同じホテル又は旅館を利用する場合、車椅子利用者用客室及びそれと同一階の一般客室に宿泊し、車椅子利用者用客室の浴室等を共用すること等がある。

- ・車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすいよう、また病院等の施設を連想させることのないよう、一般客室と同等の快適性や魅力を有する空間の計画・設計に努める。
- ・また認知性・操作性とあわせてデザイン性にも配慮した、部品（手すり等）・設備機器（入浴設備、洗面台、便器、照明等）・家具等の選定等を行う。
- ・車椅子利用者用客室が1室のみの場合には、車椅子利用者用客室の位置は、車椅子利用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。
- ・複数の車椅子利用者用客室を設ける場合には、客室のタイプ・ベッド数、位置等、車椅子利用者以外の利用者に提供される選択肢と同様に、様々な客室の選択肢を用意することが望ましい。

イ. 一般客室の整備

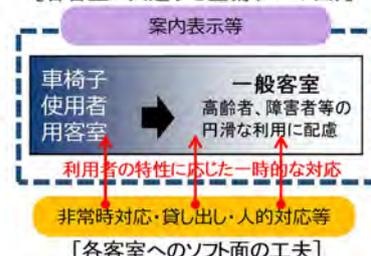
- ・「車椅子利用者用客室」に加えて、高齢者、肢体不自由者（車椅子利用者、杖利用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々、児童・乳幼児等、多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備する。
- ・多くの利用者にとって使いやすい一般客室を整備することは、車椅子利用者が各々の利用特性やニーズに応じて、車椅子利用者用客室以外の客室を選択できることにもつながる。
- ・また段差等のない一般客室に情報伝達設備や備品の貸し出しを組み合わせることは、視覚障害者や聴覚障害者にとって使いやすい客室の提供にもつながる。

ウ. 各客室に共通する整備及びソフト面の工夫への配慮

- ・各客室に共通して、高齢者、障害者等への案内表示や情報伝達設備等への配慮を行い、ソフト対応として、客室利用者とのコミュニケーション手段や設備・備品等の貸し出しの充実を図ることが重要となる。

<各客室に対する配慮イメージ>

[各客室に共通する整備(ハード面)]



⑥ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性にもつながる。
- ・例えば車椅子利用者だけでなく誰もが使いやすいよう、車椅子利用者用客室のデザインや部品・設備機器・家具等のデザイン性を、一般客室と同等の快適性や魅力を確保するように配慮したものとすることは、当該客室の稼働率の向上につながる取り組みとなる。
- ・客室を積層する場合には、各階の同一位置に車椅子利用者用客室を配置することにより、複数の車椅子利用者用客室の提供と効率的な整備が可能になる。
- ・また客室面積が大きくなりがちな車椅子利用者用客室を、間口スパンが一般部分より広くなる妻部分に整備することや、自販機スペースや屋内階段等の共用スペースと組み合わせることで同一スパン内に配置することも、効率的な整備の方法として考えられる。

⑦ 利用者特性に応じた従業員等の人的配置、ソフト対応等を踏まえてを計画する

- ・ホテル又は旅館の計画・設計においては、高齢者、障害者等の円滑な移動・利用だけでなく、情報提供や敷地内及び建築物内での高齢者や車椅子利用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等のための必要な人的配置、備品の貸し出し、サービス等のソフト対応（人的な対応）を考慮したスペースや設備等の計画・設計を行うことも重要となる。

(3) ホテル又は旅館の計画・設計のポイント

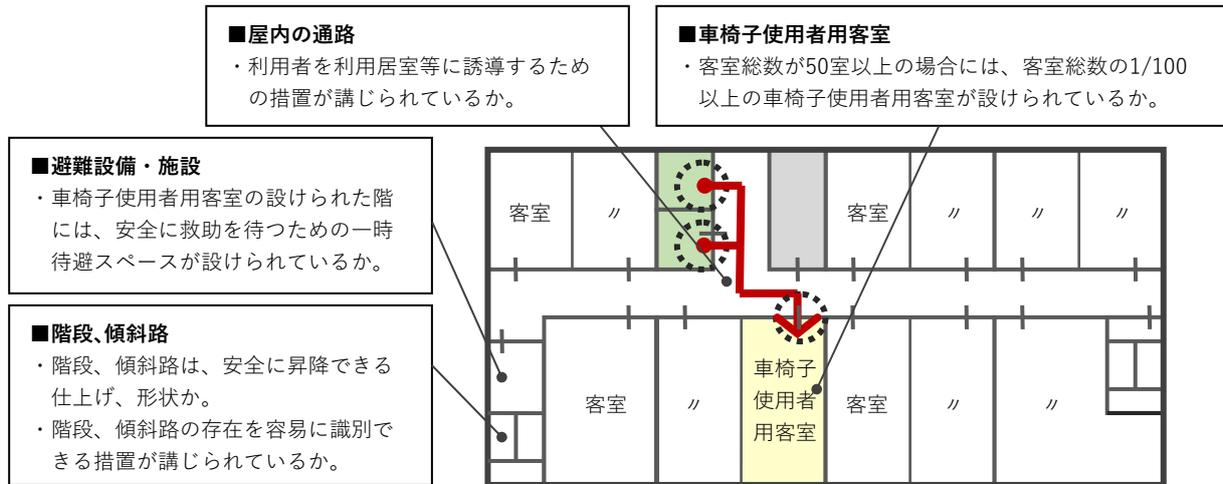
- ・以下に、ホテル又は旅館の計画・設計のポイントを示す。

<p>●全体のチェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の想定はされているか。 <input type="checkbox"/> 屋内の動線計画は、わかりやすいか。 <input type="checkbox"/> 道等や駐車場から利用居室（車椅子利用者用客室、レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、共同浴室等）、車椅子利用者用便房の間までの主要な経路には、車椅子利用者が円滑に利用できる有効幅員が確保され、段、階段が設けられていないか。 (次頁 ) <input type="checkbox"/> 主要な経路上の出入口の戸は、車椅子利用者が容易に開閉して通過できるもので、かつ、その前後に高低差はないか。また上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか (次頁 ) <input type="checkbox"/> 視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か <input type="checkbox"/> 床の仕上げは、滑りにくいものか。 <input type="checkbox"/> 案内表示・情報伝達設備の配置は適切か。 <input type="checkbox"/> 案内板や室名札は、車椅子利用者や視覚障害者、外国人等もわかりやすく、見やすい位置、大きさ、色か。</p>
<p>●部品・設備的対応チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 誰もが利用しやすい設備が整備されているか <input type="checkbox"/> カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか <input type="checkbox"/> 非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか</p>
<p>●人的対応チェックポイント</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者へのソフト面での対応は考えられているか <input type="checkbox"/> 聴覚障害者のために筆談等の支援に関する表示（耳マーク¹等）、視覚障害者、聴覚障害者等に対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具は配備されているか <input type="checkbox"/> 案内や誘導のできる従業員、手話や筆談のできる従業員の配置は可能か <input type="checkbox"/> 非常時の通報、避難誘導人員の確保は可能か</p>

¹ 耳マーク：窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談等の支援ができるという意味のシンボルマーク。全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

<客室基準階のチェックポイント>



<フロント、ロビー等の共用階のチェックポイント>



(4) ホテル又は旅館の単位空間等の設計

- ・客室については、2. 客室に基づく設計とする。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 単位空間等の設計に基づく設計とするが、ホテル又は旅館において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

① 敷地内の通路

- ・敷地内の通路については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 敷地内の通路を参照。

② 駐車場

- ・駐車場については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 2 駐車場を参照。

③ 建築物の出入口

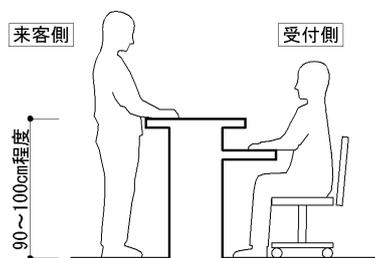
ア. 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）

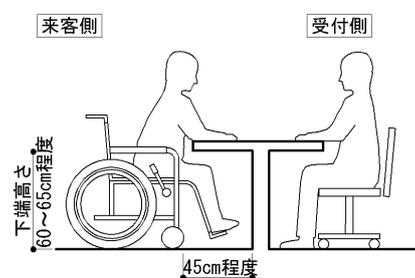
イ. 受付カウンター、インターホン等

- ・高齢者、障害者等の移動支援や案内・誘導等の人的対応ができるよう、建築物の出入口に近い位置にフロント又は点字・音声等による案内設備（インターホン等）を設ける。
- ・インターホンは、立位と車椅子使用者両者が利用できる高さに設ける。
- ・フロント等には、立位で使用するハイカウンター及び、**座位で使用する**高齢者や車椅子使用者**対応**のローカウンター設ける。
- ・立位で使用するハイカウンター等には、身体の支えとなるよう手すりを設けることが望ましい。
- ・カウンターについては、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1.3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

<立位で使用するハイカウンターの高さの例>

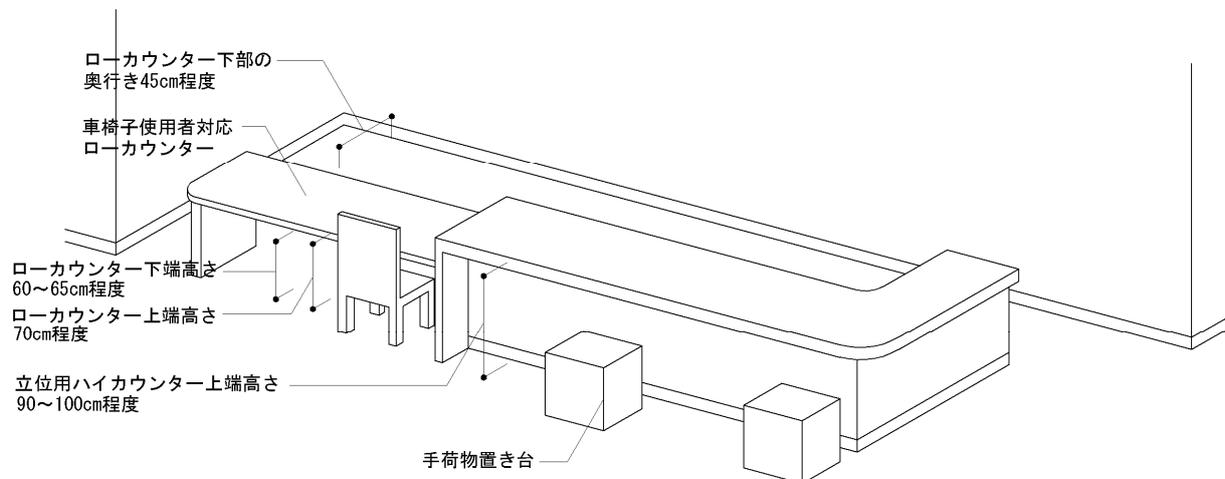


<座位で使用する高齢者や車椅子使用者対応のローカウンターの高さの例>



1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

<フロント等のカウンターの例>



<設計例>



- ・立位のハイカウンターの横に設けられた、椅子に座って利用できるローカウンター（旅館のフロント）



- ・立位のハイカウンターの横に設けられた、座位又は車椅子利用者でも利用できるローカウンター（ホテルのフロント）



- ・筆談ボード：書いて消せる白板

ウ. 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から、フロント又は点字・音声等による案内設備に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせる。 (※1)

※1 以下の部分、場合を除く。

- ・進行方向を変更する必要がない風除室内
- ・フロント等から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
- ・道等から点字・音声等による案内設備又はフロントに至る主要な経路で、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

<設計例>



・ホテルエントランス手前のカメラ付きインターホンまで視覚障害者誘導用ブロックが敷設されている

エ. ソフト面の工夫

- ・フロント等には、「聴覚障害者には筆談で対応します。」「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります。」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボード等を常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T 0103を参照。

オ. その他

- ・建築設計標準 第2部 第2章 2. 3 建築物の出入口を参照。

④ 屋内の通路

- ・主要な通路（道等から車椅子使用者用客室に至る屋内の通路、車椅子使用者用便房・車いす使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室に至る屋内の通路等）には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けない。
- ・道等から一般客室に至る屋内の通路、車椅子使用者用便房・車いす使用者用駐車施設から一般客室に至る屋内の通路においても、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けないことが望ましい。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 4 屋内の通路を参照。

⑤ 階段

- ・建築設計標準 第2部 第2章 2. 5 階段を参照。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

⑥ エレベーター・エスカレーター

- ・着床階を客室カードキーで管理するエレベーターを設けている場合には、カード読み取り機の位置は、車椅子使用者に配慮した高さとするのが望ましい。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 6 エレベーター・エスカレーターを参照。

⑦ 便所・洗面所

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・車椅子使用者用便房の位置は、フロント階のほか、宴会場・ホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階とするのが望ましい。
- ・客室階に共用の車椅子使用者用便房を1以上設けるのが望ましい。

留意点：客室階への共用の車椅子使用者用便房の設置

- ・一般客室の便房が車椅子使用者の利用できないものであっても、客室階に共用の車椅子使用者用便房を設けることで、車椅子使用者が利用できる一般客室の増加につながる。

- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 7 便所・洗面所を参照。

⑧ 共同浴室（貸切風呂・大浴場・シャワー室）、脱衣室

- ・ホテル又は旅館に共同浴室を設ける場合には、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に、個室タイプの「車椅子使用者も利用できる浴室（貸し切り浴室）」を1以上設けるのが望ましい。
- ・ホテル又は旅館に共同浴室を設ける場合には、共同浴室（大浴場）の一部に、車椅子使用者も利用できる洗い場・浴槽を設けるのが望ましい。
- ・車椅子使用者も利用できる共同浴室を設ける場合には、廊下から脱衣室を通過し、浴室に至る経路には段差を設けない。ただし水処理等の段差が生じる場合には、2cm以下の単純段差とする又はスノコや傾斜路（据え置き型（すりつけ板）の設置を含む）により対応する。
- ・貸し切り風呂・大浴場・シャワー室については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。
- ・脱衣室については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準を参照。

< 設計例 >



・手すり、階段、天井
走行式の介助用リフト
を設置した貸し切り
浴室の例



・浴槽まで車椅子でアクセス可能な大浴場
(手すりを整備。入浴は歩行による。)

・スロープで上がり框の段を解消した脱衣室



・下足置場前の靴脱ぎスペース
(上り框等の段を設けず、仕上げ材
や見切り材で区分されている)

⑨ レストラン・食堂、宴会場・バンケットホール、売店等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとすることが望ましい。
- ・床には、段差を設けないことが望ましい。
- ・カウンター等については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・難聴者等に配慮し、宴会場・ホールには聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設けることが望ましい。

1. 2 ホテル又は旅館の計画・設計の考え方、ポイント

⑩ 乳幼児等用設備

- ・宴会場・バンケットホール、レストラン・食堂、共同浴室等の利用居室と同一階に、授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、授乳のためのいす、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 F. 1 乳幼児等用設備を参照。

(5) 災害時の避難、誘導について

① 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計に際しては、高齢者、障害者等の避難について、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めたすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・大規模なホテルや旅館等、施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合、避難経路がわかりにくいこともある。避難介助を必要とする高齢者、障害者等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることをあらかじめ想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車椅子利用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手法（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。

② 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・すべての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。
- ・特に、視覚障害者や聴覚障害者、外国人等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがな、外国語を併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・また客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・表示板については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 G. 1 案内表示を参照。
- ・施設を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを伝達するための様々な障害に対応した設備（音声・文字・光等）を設ける。また利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・光等）を設ける。

留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知

- ・情報伝達設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

留意点：火災の発生を視覚的に伝達する手段

- ・火災の発生を視覚的に伝達する手段としては、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）で点滅機能を有する誘導灯が規定されているとともに、2016年には「光警報装置の設置に係るガイドライン」（平成28年9月6日付け消防予第264号）が策定されている。
- ・聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）の内容も参考となる。
- ・http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2809/pdf/280906_yo264.pdf
- ・<http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2304/pdf/230425-index.pdf>

留意点：外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針

- ・消防庁では、外国人来訪者や障害者等に対しても有効な情報伝達及び避難誘導を行うため、消防法令に規定されている消防用設備等や光警報装置を補完するものとしてデジタルサイネージの活用促進を図ることを目的として、「外国人来訪者や障害者等に配慮した火災時等の情報伝達・避難誘導を目的とするデジタルサイネージ活用指針」を2018年3月に作成した。
- ・本指針では、火災時等にデジタルサイネージを活用する際に「原則として対応することが望ましい基本的事項」と「各施設の実態や技術の発展状況等により可能であれば対応することが望ましい事項」が分けて記載されている。
- ・http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/gaikoku_hinan/houkoku/katsuyou_shishin.pdf

③ 火災時の避難設備・施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要である。計画・設計においては、特に車椅子使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、**車椅子使用者用客室の設けられた階には**、防火戸等を通過した先に、一時的な安全を確保するための避難区画、一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが望ましい。
- ・一時待避スペースは、階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段付室等の一部に、避難動線の妨げとならないように設ける。
- ・一時待避スペースの構造は、十分な耐火性能や防火性能等を有するものとする。
- ・一時待避スペースには、車椅子使用者が待避するのに十分な空間を確保する。
- ・一時待避スペース設ける場合は、出入口の戸等に一時待避スペースが設けてある旨をわかりやすく表示する。
- ・その他については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 2 避難設備・施設を参照。

(6) 改善・改修のチェックポイント

- ・既存のホテル又は旅館の改善・改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存のホテル又は旅館の場合には、新築とは違い、建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善・改修の目標を定めることが重要となる。
- ・出入口の段の解消が困難な場合や、通路（廊下）やレストラン・食堂等の床の段差の解消が困難な場合には、傾斜路やすりつけ板、段差解消機を設けることも考えられる。
- ・またエレベーターの設置が困難な場合には、段差解消機を設けることが考えられる。
- ・段差解消機については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13 B. 1 段差解消機を参照。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、十分に調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて新しいプランや設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・ホテル又は旅館を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう利用可能範囲の制限や他室の利用に影響の少ない位置での実施、仮施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。
- ・面積や構造の制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的に対応する部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー化への配慮にはハードで対応することとし、その上で高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や、利用者への個別サービスのあり方を検討する。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や建築物を管理運営する従業員の意見を十分にくみ上げる必要がある。

2. 客室

2. 客室

本章では、**客室各単位空間**の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその具体的な実現方法）、改善・改修のポイント、モデル例、設計例（事例写真）等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、さらに**ホテル又は旅館建物**を利用することが想定される高齢者、障害者等の意見を把握した上で、本章**やその他の章**を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯している等の理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

基準：
法令に基づく基準

設計の考え方：
社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方

設計のポイント：
設計を進める上での実務上の主要なポイント

留意点：

- 本章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い、様々な知見を得ることができた。
- その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。
- これらは、留意点として掲載した。

2. 客室

基準 ※下記のほか、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例制定による基準の強化にも留意すること

< 建築物移動等円滑化基準チェックリスト >

施設等	チェック項目	
一般基準 ホテル又は旅館の客室 (政令第15条)	① 床面積2,000㎡かつ、客室総数が50以上のホテル又は旅館を建築 ¹ する場合は、建築する客室総数の1/100以上の車椅子使用者用客室を設けているか	
	② 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)車椅子使用者用便房の出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)車椅子使用者用便房の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか（当該便房を設ける便所も同様）	
	③ 車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか		
移動等円滑化経路 出入口 ² (政令第18条第2項第二号)	① 幅は80cm以上であるか	
	② 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか	

< 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト >

施設等	チェック項目	
一般基準 ホテル又は旅館の客室 (省令第10条)	① 床面積2,000㎡以上かつ、客室総数が200以下のホテル又は旅館を建築 ¹ する場合は、建築する客室総数の1/50以上、床面積2,000㎡以上かつ、客室総数が200を超えるホテル又は旅館を建築する場合は、建築する客室総数の1/100に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けているか。	
	② 車椅子使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか	
	③ 車椅子使用者用客室の便所（同じ階に共用の車椅子使用者用便房があれば代替可能）	—
	(1)便所内に車椅子使用者用便房を設けているか	
	(ア)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(イ)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(2)車椅子使用者用便房の出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)車椅子使用者用便房の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか（当該便房を設ける便所も同様）	
	④ 車椅子使用者用客室の浴室等（共用の車椅子使用者用浴室等があれば代替可能）	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
(4)出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差がないか		

¹ 建築：新築、増築、改築又は用途変更

² 出入口：車椅子使用者用客室の出入口

設計の考え方

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と等しく外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車椅子利用者用客室」（車椅子使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、一般客室において、高齢者や車椅子使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが求められている。
- ・また、高齢者、障害者等のが円滑な利用にできるよう配慮した一般客室を設けることにより、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所等）の段差の解消や、フロントにおける車椅子使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車椅子利用者用客室の有無やその仕様・寸法、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）・予約しやすさへの配慮を行うことが、施設管理者に求められる。
- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室を整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設管理者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

設計のポイント

ア. 車椅子利用者用客室

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車椅子利用者用客室を設ける。
- ・車椅子利用者用客室内には、車椅子使用者の円滑な利用が可能なスペース及び便所、浴室又はシャワー室（以下：浴室等）を設ける。
- ・車椅子利用者用客室及び便所・浴室等の出入口には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。
- ・車椅子利用者用客室の内装材・部品・設備機器・備品等の仕様・水準は、一般客室と同等の快適性を確保するように配慮したものとする。

イ. 車椅子利用者用客室以外の一般客室

- 車椅子利用者用客室以外の一般客室においても、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したものとする。
- ・一般客室及び便所・浴室等の出入口には、車椅子使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間等を確保し、戸の前後の高低差を設けない。

ウ. 車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室

- ・車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、案内表示や情報提供に配慮したものとする。客室の出入口には、室名（部屋番号）をわかりやすく表示する。
- ・車椅子利用者用客室及びそれ以外のや一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設ける（又は貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

① 設置数、配置

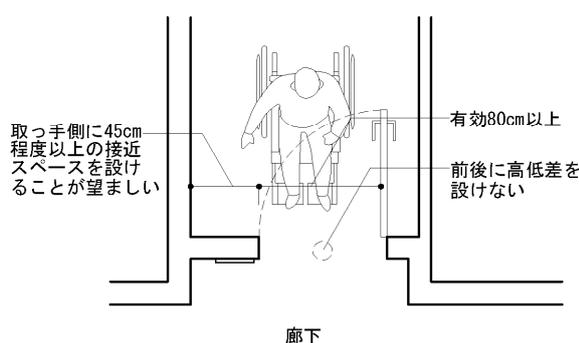
- ・客室総数が50以上の場合は、**客室総数の1/100を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用客室**を設ける。
- ・客室総数が200以下の場合は、客室総数に1/50を乗じて得た数以上、客室総数が200を超える場合は、客室総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室総数が50未満の場合であっても、1以上の車椅子使用者用客室を設けることが望ましい。

~~→車椅子使用者用客室の位置は、車椅子使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とすることが望ましい。~~

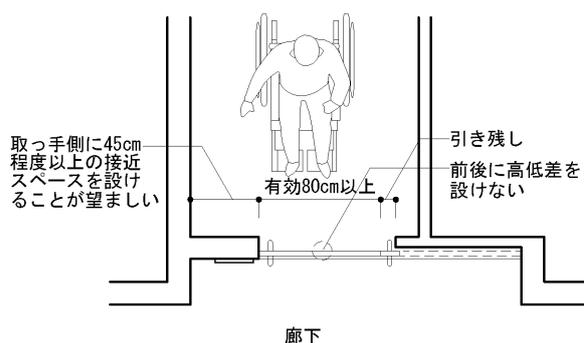
② 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・**客室出入口の戸が内開き戸や引き戸の場合には、戸の取っ手側に45cm程度以上の接近スペース**を設けることが望ましい。

<内開き戸の例>



<引き戸の例>



- ・客室出入口からベッド、便房・浴室等に至る主要な通路の有効幅員は100cm以上とする。
- ・客室内には、車椅子使用者が360°回転できるように、直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（家具等の下部に車椅子のフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・車椅子使用者が進出しベッドに移乗できるように、ベッドの側面のスペースの有効幅員は、**には80cm以上とするためのスペースを設ける。**（テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とする。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。客室の一部に段差（和室や畳の小上がりスペース等）を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるように、段差を**40～45cm程度**（車椅子の座面の高さと同程度）とすることが望ましい。
- ・その他については、**建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準を参照。**

③ 客室出入口の戸の形式

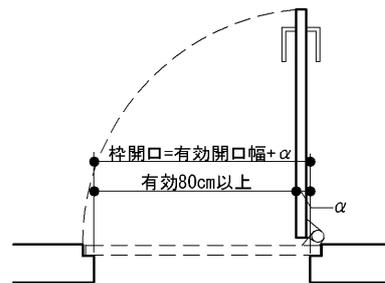
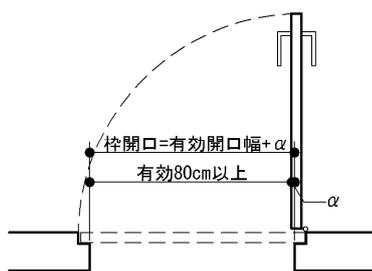
- ・戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないもの（戸の前後に車椅子の待機のための水平なスペースが確保されたもの）とする。
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすい。
- ・戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・ドアクローザーは、閉めはじめはゆっくり閉まる等、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ軽い力で操作できるの軽いものとするを設ける。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- ・アイスコープは、一般客室と同じ高さの他に、床から100～120cm程度（車椅子使用者の目線の高さ）程度の高さに設けることが望ましい。又は、戸の付近にカメラ付きインターホン設けることが望ましい。
- ・室名表示、避難情報及び避難経路の表示等は、車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設ける。
- ・戸の形式については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

留意点：出入口の有効幅員・開口（枠）幅の設定方法

- ・出入口（客室、便所・便房、浴室等）の有効幅員は、戸を開けた状態で、開き戸の場合は戸の面と枠の一番狭い部分の長さ、引き戸の場合は戸の見込み面と枠の一番狭い部分の長さ（引き残しを含めない）である。このことは、利用居室（車椅子使用者用客室等）に至る主要な経路上にある出入口についても同様である。
- ・客室出入口の戸の丁番・ヒンジに、持出し吊り方式（ヒンジの軸心が戸面から外にある方式）のピボットヒンジを採用する場合、ヒンジ部分にクリアランスが生じるため、その分、有効幅員が小さくなることに留意して、出入口の戸の開口（枠）幅を設定することが必要となる。

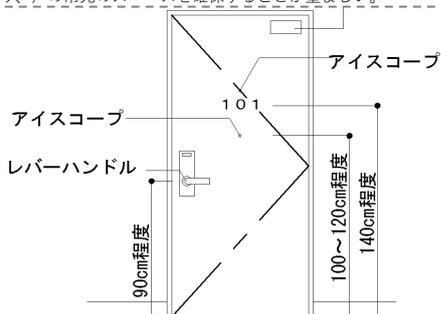
<一般的な丁番等の場合>

<持出し吊り方式のピボットヒンジの場合>

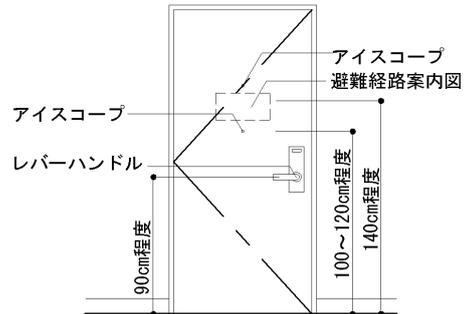


<客室出入口の戸（廊下側）の例>

戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。



<客室出入口の戸（客室側）の例>



2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

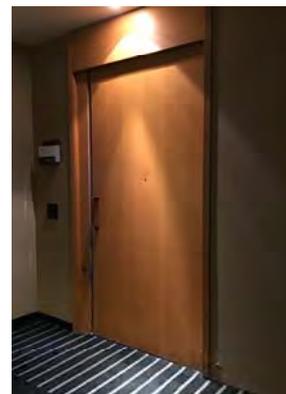
<設計例>



・客室出入口に設けられたカメラ付きインターホン（左）。室内のモニター（右）は床から100cmの高さに設けられている。



・車椅子使用者の見やすさに配慮した高さに設けられたアイスコップ、避難情報及び避難経路の表示



・引き戸形式の客室出入口

④ 部品・設備等

ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車椅子のフットレストが入るものとする。
- ・~~移乗スペースを利用しやすい方向（ベッドの左または右）からベッドへの移乗に必要なスペースを確保するための車椅子使用者に配慮し、~~客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・~~車椅子使用者に配慮し、~~客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

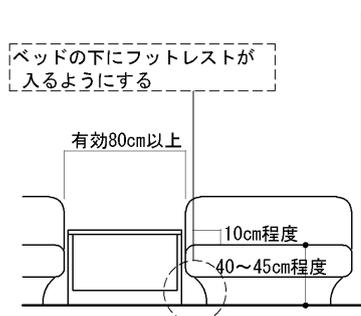
ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

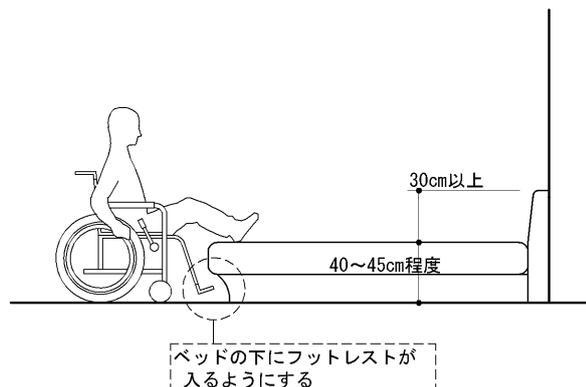
エ. 電話機

- ・車椅子使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設ける。

<ベッド廻りの例>



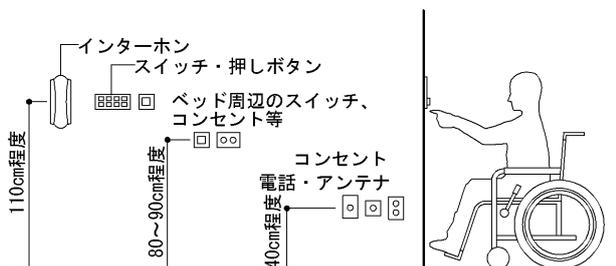
<ベッドの高さの例>



オ. スイッチ、コンセント、インターホン、電源用カードスイッチ類

- ・ **スイッチ、コンセント、インターホン、電源用カードスイッチ類は、**車椅子使用者の利用に適した位置に**設けるとする。**
- ・ 電動車椅子のバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設ける。
- ・ コンセント、スイッチ類については建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

<コンセント、スイッチの高さの例>



<設計例>

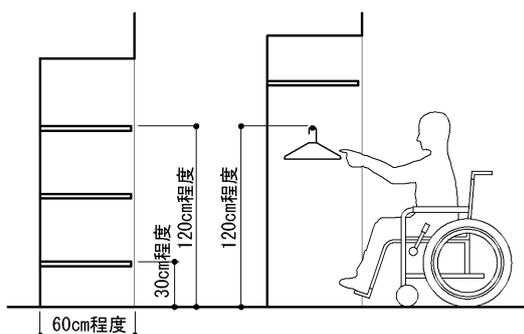


- ・ 床から約40cmの高さに設けられたコンセント、床から約100cmの高さに設けられたスイッチ

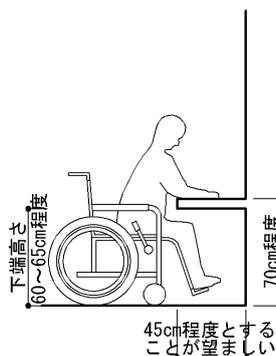
カ. 収納等

- ・ **収納は、**車椅子使用者の利用に適した位置とする。
- ・ 棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・ 収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・ 収納の形状は、下部に車椅子のフットレストが入るものとする。
- ・ 戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・ 室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とる。
- ・ 室内のカウンターの奥行きは45cm程度とすることが**望ましい。**

<収納の例>



<カウンターの例>



2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

< 設計例 >



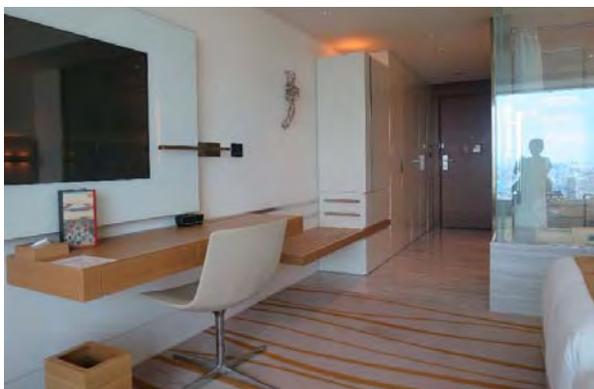
・低い位置にハンガーパイプを設けた収納



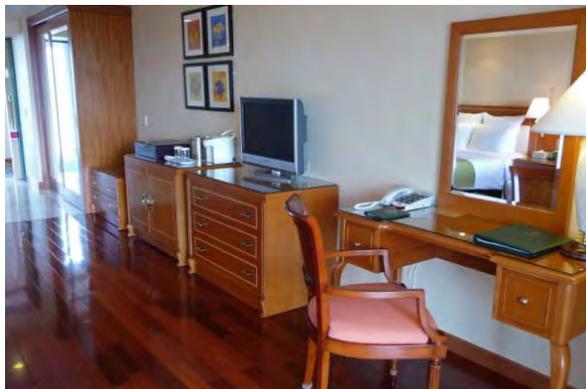
・金物を2カ所に設置し、ハンガーパイプを低い位置に移動できるようにした収納



・付属のハンドルを用いて、低い位置に下げることのできるハンガーパイプ



・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保したカウンター



・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保したカウンター

⑤ 仕上げ等

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

⑥ バルコニー、テラス等（車椅子使用者用客室にバルコニー等を設けた場合）

- ・客室出入口からバルコニー、テラス等に至る主要な通路の幅員は100cm以上とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、その前後に高低差がないものとすることが望ましい。

⑦ 便所

- ・客室内の便所には、車椅子利用者が円滑に利用できる便所（以下「車椅子利用者用便所」という。）を設ける。（※2）

※2 以下の場合に代替可能。

- ・車椅子利用者用客室が設けられている階に、車椅子利用者用便所が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車椅子利用者用便所については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 7. 1 個別機能を有する便所の設計標準 (1) 共通する事項、及び(2) 車椅子利用者用便所を参照。

ア. 便所の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・車椅子利用者用便所及び当該便所が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車椅子利用者用便所には、車椅子利用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・車椅子利用者用便所の各設備を使用でき、車椅子が360°回転できるよう、直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。介助を要しない利用者を想定する場合で、やむを得ず140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、腰掛け便座に移乗できる位置に幅80cm×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
- ・床には段差を設けない。車椅子利用者用便所と浴室等が一体の場合には、⑧ ア. 参照。

イ. 戸の形式

- ・車椅子利用者用便所及び当該便所が設けられている便所の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子利用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

ウ. 部品・設備等

- ・車椅子利用者用便所には、腰掛け便座、手すり等を適切に配置する。

留意点：車椅子利用者用便所の腰掛け便座、手すり等の適切な配置例

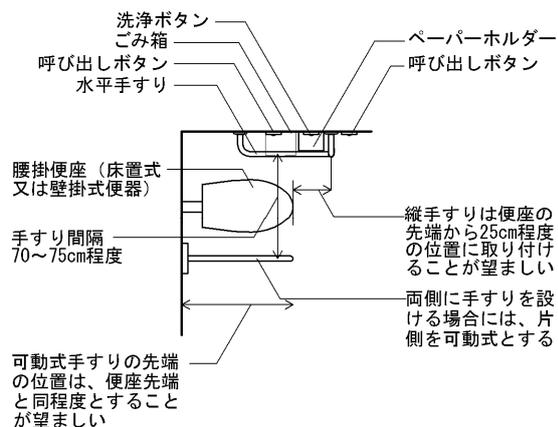
例えば、以下のような具体的な対応が考えられる。

- ・腰掛け便座の片側に水平、垂直に手すりを設けることが望ましい。
- ・車椅子から腰掛け便座への移乗を容易にするため、腰掛け便座の両側に手すりを設けることがより望ましい。
- ・両側に手すりを設ける場合には、介助等を考慮し片側の手すりは可動式手すりとするのが望ましい。
- ・腰掛け便座や手すりの配置状況について、宿泊施設の情報提供の中で紹介することで、高齢者、障害者等の身体障害の種類等に応じて、宿泊施設及び客室を選定できることが望ましい。

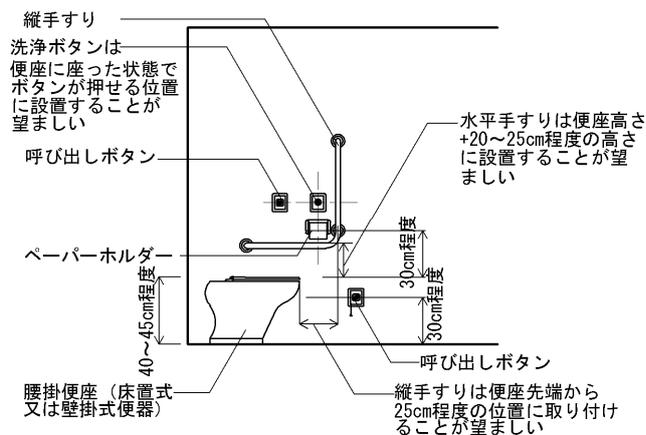
2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

<手すり等の配置の例（平面図）>



<手すりやボタンの配置の例（姿図）>



<設計例>



・便所等の出入口の戸



・両側手すり



・L型の手すりと跳ね上げ式の手すり



・L型の手すりと跳ね上げ式の手すり



・縦手すり、水平手すり兼用の紙巻き器、跳ね上げ式の手すり



・L型の手すりとスイング式の手すり

⑧ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車椅子使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下「車椅子使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合は代替可能。

- ・車椅子使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車椅子使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車椅子使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・共用の車椅子使用者用浴室等については、建築設計標準 第2部 第2章 2.10.1を参照。

留意点：車椅子使用者用浴室、車椅子使用者用シャワー室等のバリエーション

~~複数の車椅子使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽への移乗のための側面のスペースが、右側面にある便房・浴室の客室等と、左側面にある便房・浴室の客室等、複数のバリエーションを設けることが望ましい。~~

~~また車椅子使用者用浴室のある客室の他、車椅子使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。~~

- ・車椅子使用者用浴室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立して浴室（浴槽+洗い場）を設けるタイプ等がある。また車椅子使用者用シャワー室には、洗面所・便房と一体として設けるタイプや、洗面所・便房とは別に独立してシャワー室を設けるタイプ等が考えられる。

留意点：便房・浴室等に関する情報提供

- ・車椅子使用者が『自分が客室内の便房や浴室等を利用できるかどうか』を予約時に判断するための情報として、浴室等のタイプ、便房・浴室等の広さ・出入口の有効幅員、設備機器の仕様・高さ、手すりの有無等について、十分な情報提供を行うことが重要となる。

留意点：共用の車椅子使用者用浴室までの経路

- ・車椅子使用者用客室から共用の車椅子使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

ア. 浴室等の出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・浴室等の各設備を使用でき、車椅子が360°回転できるよう、洗い場やシャワー室には直径140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることが望ましい。介助を要しない利用者を想定する場合で、やむを得ず140～150cm以上の円が内接できるスペースを設けることができない場合には、浴槽やシャワーチェア等に移乗できる位置に幅80cm×奥行き120cm以上のスペースを設ける。
- ・出入口の段差で2cm以下の単純段差としたものを除き、床には段差を設けない。

イ. 戸の形式

- ・浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。

2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

ウ. 部品・設備等

- ・車椅子使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・浴槽深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車椅子の座面の高さ程度）とする。
- ・車椅子から移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・シャワーチェア、浴室用車椅子、壁掛け式折りたたみ椅子のいずれか等を備える。
- ・シャワーチェアや浴室用車椅子等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・浴槽がある場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持のための手すりを設ける。
- ・洗い場がある場合やシャワー室の場合には、シャワーチェア等に座った状態で手が届く位置に、立ち座り・姿勢保持のための手すりを設ける。

留意点：手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーの兼用

- ・一般的なシャワーヘッド取り付け用のバーは、安全性の観点から縦手すりと兼用することができない。
- ・そのため縦手すりとシャワーヘッド取り付け用のバーと兼ねる場合には、縦手すりを設置した上で、スライドするシャワーフックの金物を設置する必要がある。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車椅子やシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとするのが望ましい。

2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室



・上下2箇所にしたシャワーヘッド掛けと、横手すり



・垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるシャワーヘッド



・垂直に取り付けたバーに沿ってスライドし高さを調整できるシャワーヘッド

e. 緊急通報ボタン等

- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設ける。

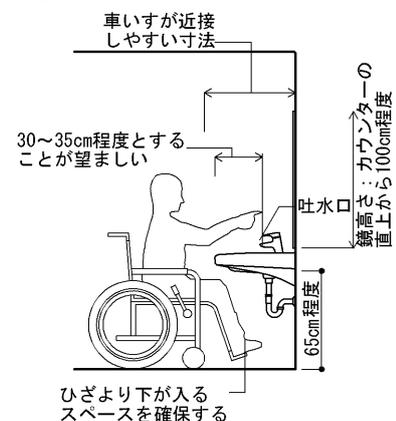
エ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・車椅子での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

⑨ 洗面器等（便所、洗面脱衣室、客室内に設ける場合を含む。）

- ・洗面器下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保する。
- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

<設計例>



<設計例>



・下部に車椅子使用者の膝が入るスペースを確保した洗面台



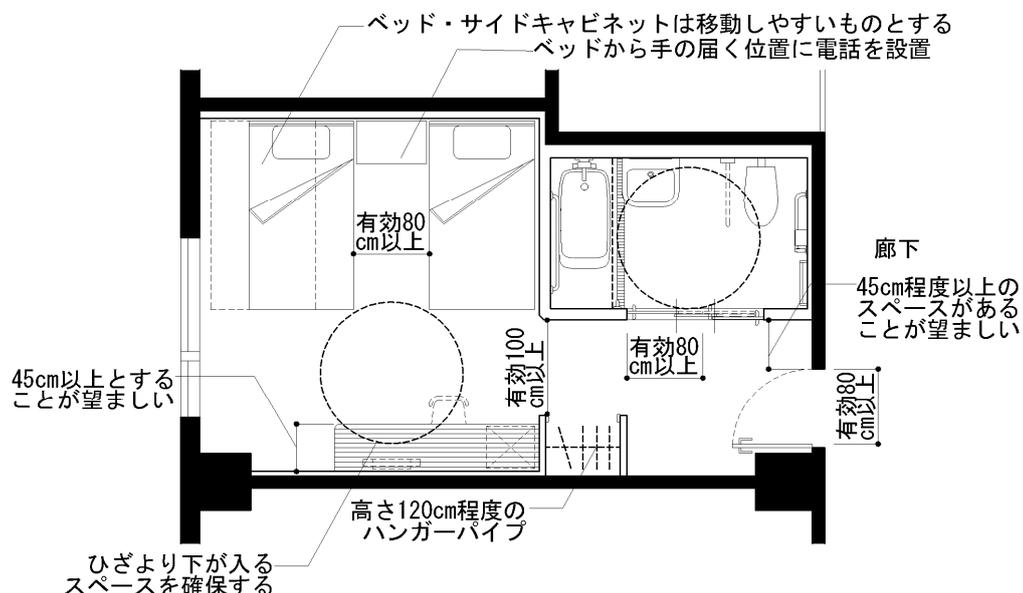
2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

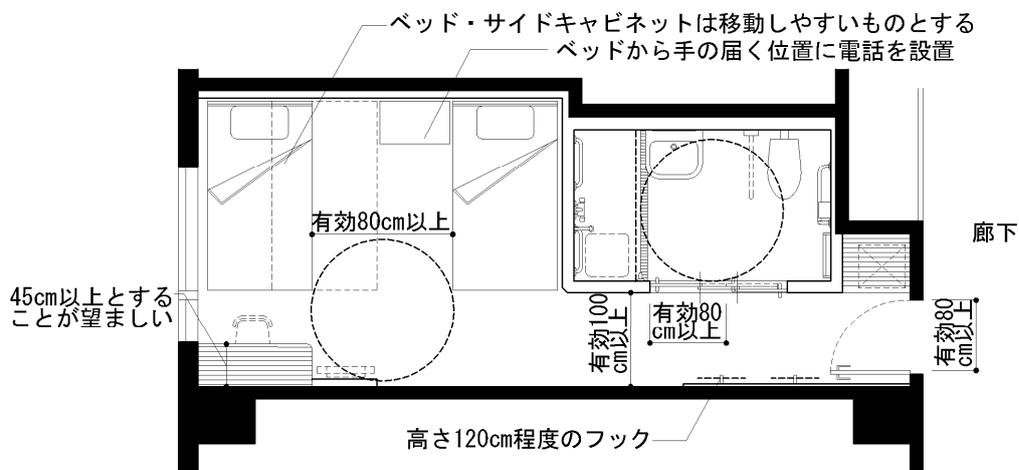
<車椅子使用者用客室の例>



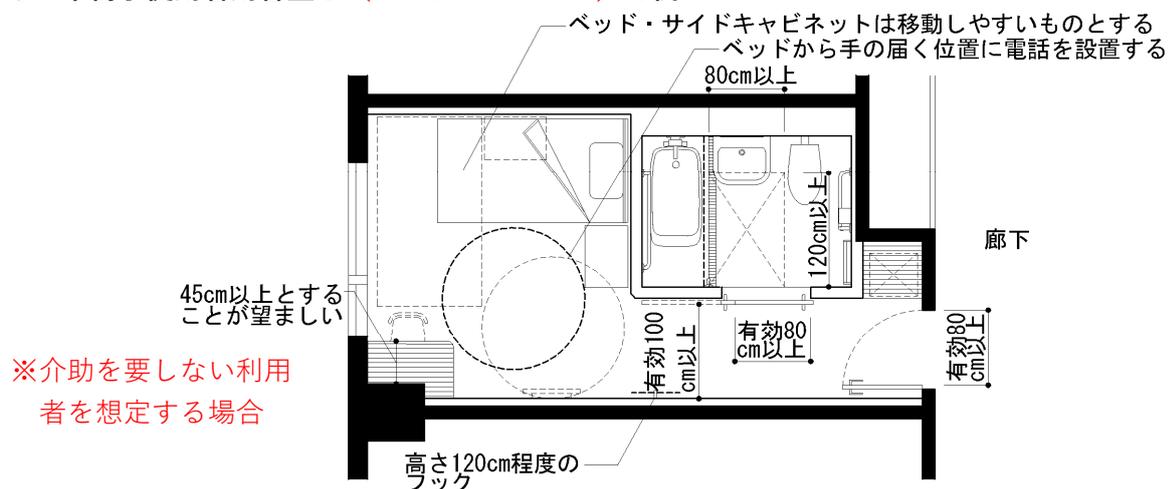
○ 車椅子使用者用客室 1 (ツインルーム) の例



○ 車椅子使用者用客室 2 (ツインルーム) の例



○ 車椅子使用者用客室 3 (シングルルーム※) の例

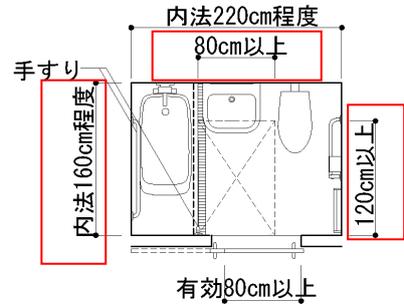
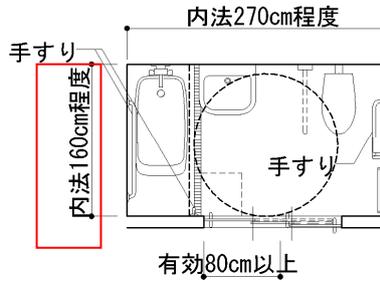
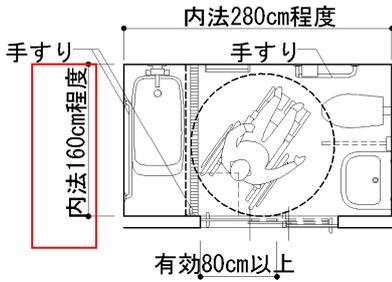


2. 1 客室の設計標準
 (1) 車椅子使用者用客室

<浴室等のバリエーションの例>

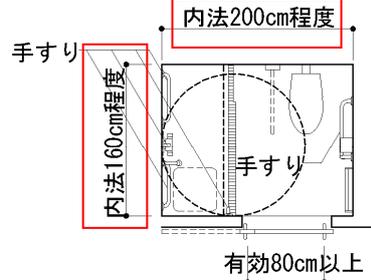
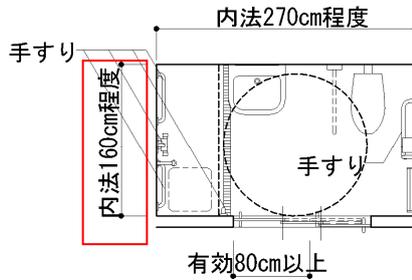
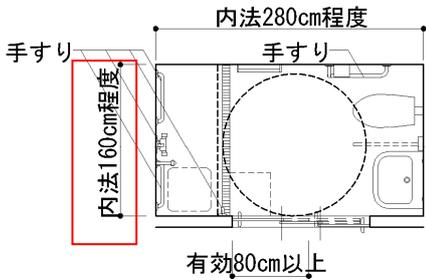
○ 浴槽・洗面所・便房一体タイプ

○ 浴槽・洗面所・便房一体タイプ (介助を要しない利用者を想定する客室の場合等)

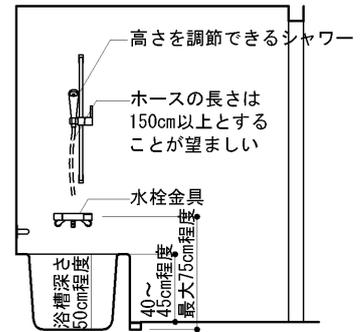
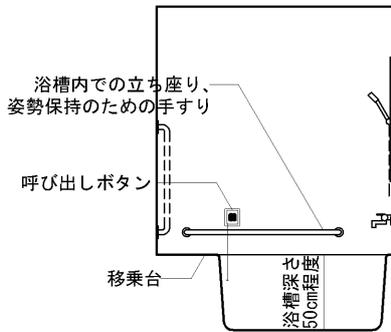
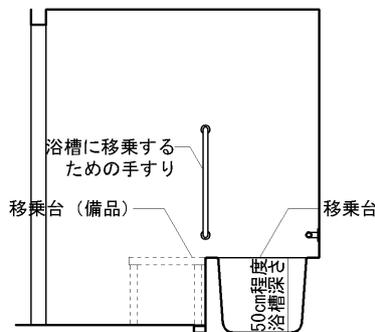


○ シャワー室・洗面所・便房一体タイプ

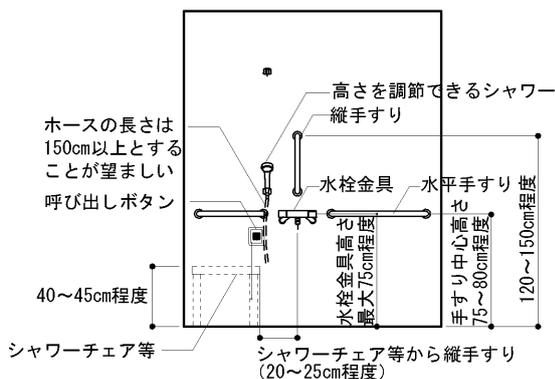
○ シャワー室・便房一体タイプ



<車椅子使用者用浴室の例>



<車椅子使用者用シャワー室の例>



2. 1 客室の設計標準

(1) 車椅子使用者用客室

< 設計例 >



・窓際の椅子・テーブルを移動することで、ベッドへの移乗スペースを確保できるツインルーム



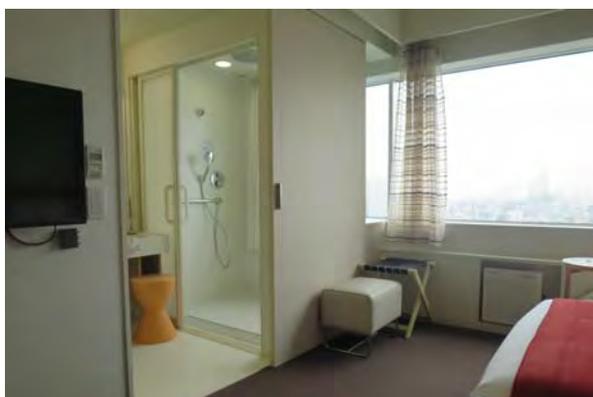
・車椅子使用者が回転できるスペース、ベッドへの移乗スペースを確保したツインルーム



・車椅子使用者が回転できるスペース、移乗スペースをベッドの手に確保したシングルルーム（ソファベッド常設で、ツイン利用可能）



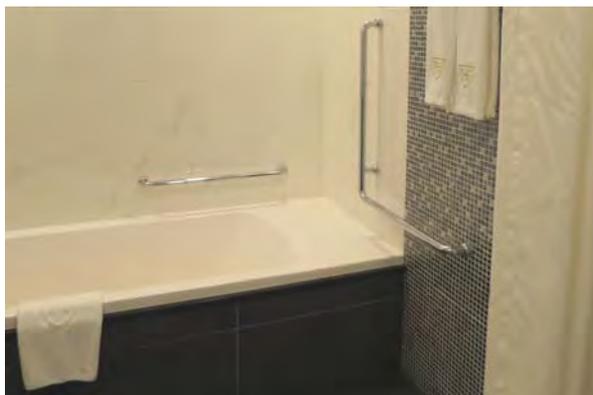
・畳の小上がりを設けた和風ホテルの洋室



・シャワー室の出入口



・一体的に設けられた便所、シャワー室（便所の左側には浴槽がある。引違い戸（前後の高低差なし）により、便所とシャワー室にそれぞれ直接、出入りすることができる。）



・移乗台及び浴槽出入りのための手すり、浴槽内での立ち座り・姿勢保持のための手すりを設けた浴槽



(2) 一般客室

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

留意点：高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室の整備

- ・高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々、児童・乳幼児等、より多くの利用者にとって使いやすい一般客室の整備を考える必要がある。
- ・一人でも多くの高齢者、障害者等車椅子使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの客室整備に取り組むことが望ましい。

① 客室出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・客室内の通路客室出入口からベッド、便房・浴室等に至る主要な通路の有効幅員には、車椅子使用者が通行できるように有効幅員100cm以上とするを確保する。有効幅員内には、冷蔵庫等、車椅子使用者の移動の支障となる固定された設備機器や家具等を設置しない。
- ・客室内には、車椅子使用者が直進し、方向転回できるスペースを設けることが望ましい。ベッドの移動等、客室のレイアウト変更による対応でもよい。
- ・車椅子使用者が進出しベッドに移乗できるように、ベッドの側面のスペースの有効幅員は、には80cm以上とするためのスペースを設ける。（ベッド、テーブルや椅子等の移動によって確保されるスペースも、有効幅員とする。）
- ・客室の床には、原則として段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型（すりつけ板等）の設置を含む）により段差を解消する。

② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水上必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・開き戸の場合には、戸が90度以上開くようドアクローザーの収まるスペースを確保し、戸当たりの位置を工夫するとともに、取っ手が壁にあたらないよう、戸の吊元のスペースを確保することが望ましい。
- ・客室出入口の戸の形式については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（2）を参照。

③ 部品・設備等

ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については建築設計標準 第2部 第2章 2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

留意点：スイッチ類その他の設備一備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

2. 1 客室の設計標準

(2) 一般客室

④ 便所、便房

- ・ 出入口の有効幅員は、原則として7580cm以上とする。やむを得ず7580cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。
- ・ 腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

留意点：便房や浴室等における着脱式等の手すり

- ・ 手すりを必要としない利用者が宿泊する際は取り外すことができる着脱式手すり以外に、工事を伴わない組立固定式手すりや置き型手すり等がある。
- ・ 着脱式等の手すりについては、手すり使用時の安全性確認が必須であり、従業員による準備のしやすさ等に配慮されたものを確認した上で、一般客室等に取り付けることができる。
- ・ 着脱式等の手すりのみで構成される便房については、法に基づく車椅子使用者用便房の場合には、適さない。

⑤ 浴室又はシャワー室

ア. 出入口の寸法

- ・ 出入口の有効幅員は、原則として7580cm以上とする。やむを得ず7580cmを確保できない場合、出入口の有効幅員は70cm以上とする。

イ. 部品・設備等

- ・ 浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

a. 浴槽

- ・ 浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

b. シャワー

- ・ 原則としてハンドシャワーとする。
- ・ シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

c. 手すり

- ・ 浴槽を設ける場合には、浴槽出入り、浴槽内での立ち座り・姿勢保持等のための手すりを設ける。
- ・ 洗い場やシャワー室を設ける場合には、立ち座り・姿勢保持のための手すりを設けることが望ましい。

d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・ サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・ サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

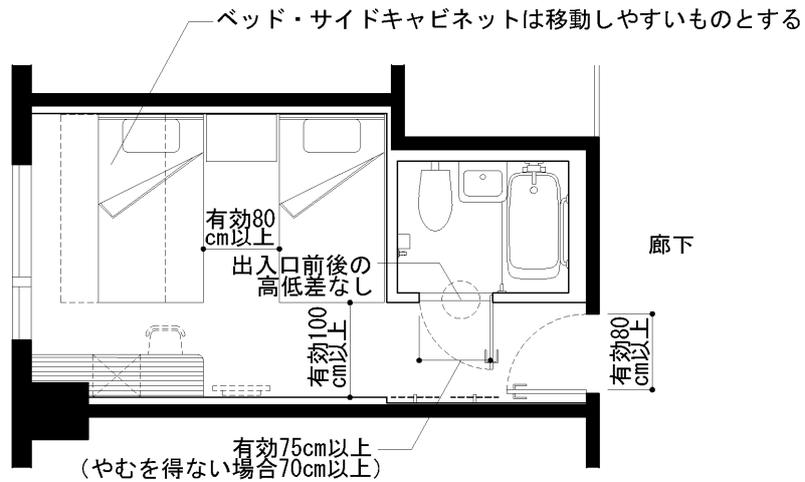
e. 洗面器等（脱衣場に設ける場合を含む。）

- ・ 水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

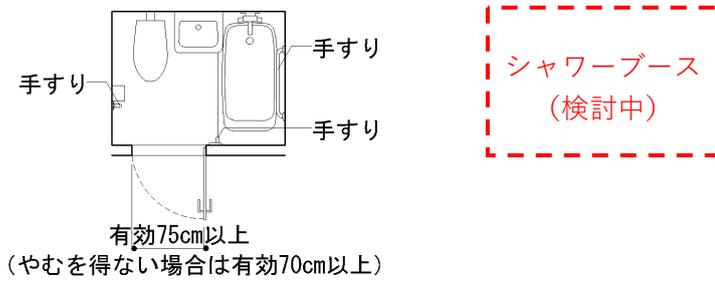
ウ. 仕上げ等

- ・ 床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

< 一般客室（ツインルーム）の例 >



< 浴室等の例 >



< 設計例 >



・膝の入るスペースを確保した洗面台



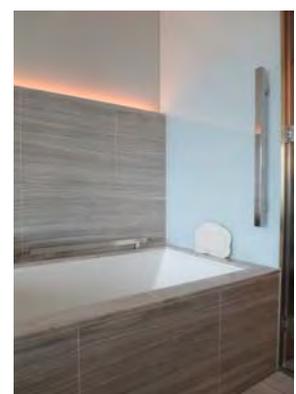
・便房の手すり



・引き手を彫り込み形式とし、70cmの有効幅員を確保した便房・浴室等の出入口



・移乗台を設けた浴槽



・手すりを設けた浴槽

(3) 案内表示、情報伝達設備等

より多くの高齢者、障害者等が利用できるよう、車椅子利用者用客室及びそれ以外の一般客室は、以下に配慮して設計する。

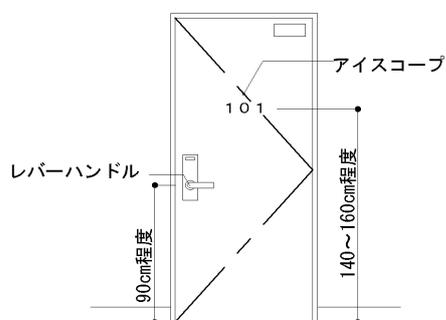
留意点：情報へのアクセス手段の確保

- ・全ての客室において、高齢者、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者、外国人等に対する案内や情報伝達への配慮や、設備・備品等の使い方のわかりやすき確保へのハード及びソフト対応による配慮を考える必要がある。(ソフト対応については、追補版 2. 3 ソフト面の工夫を参照。)

① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は出入口の戸に、室名（部屋番号等）を表示する。
- ・室名表示は文字の浮き彫りとする、又は点字を併記する等、視覚障害者の利用に配慮したものとす。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・室名表示及び客室出入口の戸等に設ける避難情報及び避難経路の表示は、文字・図記号、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとすることが望ましい。
- ・室名表示については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準（4）を参照
- ・表示板については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13. G. 1 案内表示を参照。

<客室出入口の戸の例>



<設計例>



・浮き彫りによる室番号表示

② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、わかりやすく操作しやすいものとする。

留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかる等の工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーとカードキーの挿込みとが連動している場合、電動車椅子の充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、**字幕表示が可能なりモコンを客室に備える。**

<字幕放送のイメージ>



<テレビリモコンの字幕ボタンの例>



④ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することができるものを設けることが望ましい。

留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ぎざぎざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

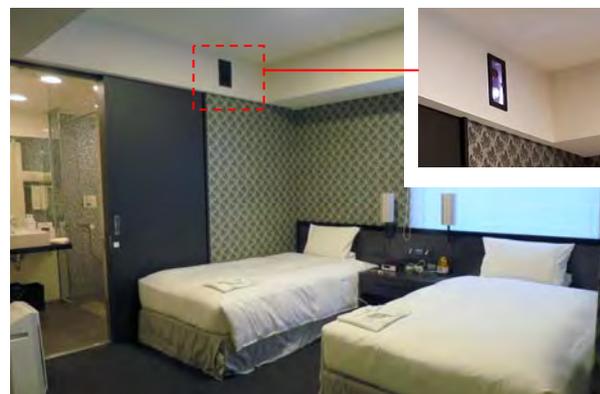
⑤ 非常警報装置（ハード面）

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置といった「ハード面（施設整備）」のほか、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアロック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に配慮する。ソフト面の工夫とあわせて計画することが重要である。
- ・室内信号装置については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 9. 4 ソフト面の工夫（4）②、追補版 2. 3 ソフト面の工夫（1）①を参照。
- ・情報伝達設備については、建築設計標準 第2部 第2章 2. 13. 1. 1 情報伝達設備を参照。

<設計例>



・天井に設置された聴覚障害者への情報伝達のための非常表示灯



・インターホンが押されると、光るフラッシュライト

2. 2 改善・改修のポイント

(1) 車椅子利用者用客室 [改修]

客室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、追補版 2. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

留意点：既存躯体や設備配管等の確認

- ・客室の床スラブの構成（段差の有無）、階高寸法・梁の位置・梁下寸法（客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保）、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

一般客室から車椅子利用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、追補版 2. 1 客室の設計標準（1）車椅子利用者用客室（3）案内表示、情報伝達設備等に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車椅子利用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車椅子利用者用便房・浴室の設置、車椅子利用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

① 必要な空間の確保、車椅子利用者用便房・浴室の設置

- ・客室内に車椅子の回転スペース等を確保し、また車椅子利用者用便房・浴室を設けるためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化する、3つの客室の間仕切り壁を撤去して2室化する等により七、客室の規模・間取りを変更することが考えられる。

留意点：自動式開き戸

- ・客室出入口に用いることのできる自動式開き戸がある。自動式開き戸の利点は、戸の取っ手側の接近スペースを要しないことであり、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修に用いること等が考えられる。
- ・自動式開き戸を設ける場合には、開閉速度に配慮され、利用者に突然衝突する危険がないように制御された戸とし、開閉スイッチの位置等を工夫する必要がある。

② 車椅子利用者用便房・浴室出入口の段差解消

- ・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合（既存客室より便所・浴室の床が高い場合等）には、一の改善・改修により、車椅子利用者用客室とする場合、段差解消の方法としては以下の手法が考えられる。
 - ・車椅子利用者用客室内に傾斜路スロープ等を設置し、客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さにあわせる。
 - ・（客室外の）廊下に傾斜路を設け、車椅子利用者用客室全体の床高さを高くする。
 - ・便房・浴室等の出入口前後手前に傾斜路（据え置き型（すりつけ板等）の設置を含む）スロープを設ける。

③ 運営しながらの改善・改修実施

- ・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努める。

2. 2 改善・改修のポイント
 (1) 車椅子使用者用客室 [改修]

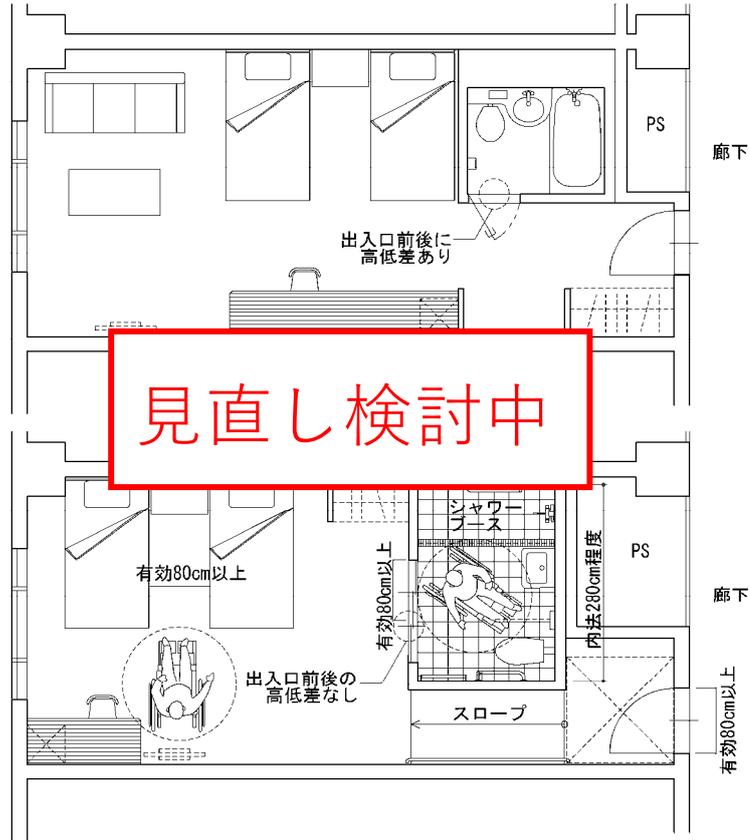
●改善例 1
 一般客室 1 室を車いす
 使用者用客室 1 室に
 改善する例

改善前

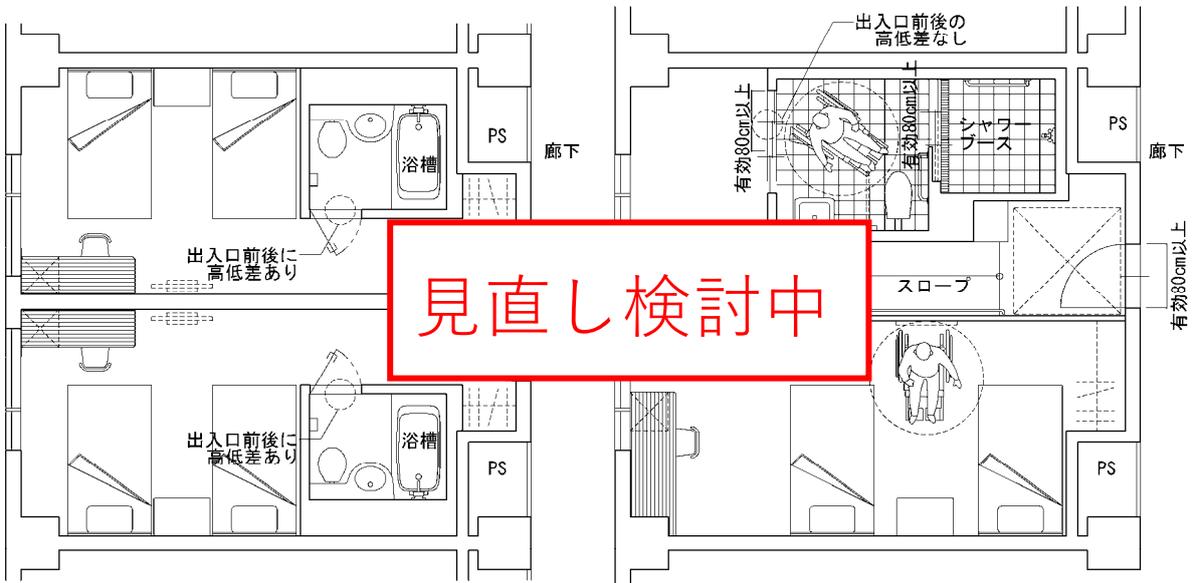
- ・一般客室 (ツイン) 1 室

改善後

- ・車いす使用者用客室 (ツイン) に改善
- ・客室内にスロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワーブースに手すりを設置



●改善例 2
 一般客室 2 室を車いす使用者用客室 1 室に改善する例



改善前

- ・一般客室 (ツイン) 2 室

改善後

- ・車いす使用者用客室 (ツイン) に改善 (2 室間の壁 (非構造壁) を撤去)
- ・スロープを設置し、便所等の出入口の高低差を解消
- ・室内及び便所等にスペースを確保
- ・便所及びシャワーブースに手すりを設置
- ・一般客室 2 室を車椅子使用者も含めて家族等で宿泊できる 1 室に改修し、ベッド数の増設対応等のフレキシブルな対応が可能な案

(2) 一般客室 [改修]

(1) では、基準を満たした車椅子利用者用客室を整備するための考え方を示したが、特に古い施設の場合などは面積や構造による制約があるため、基準への対応が技術的に困難なこともある。

~~一般客室の改善・改修にあたっては、~~そのような場合においても、可能な範囲で基準を満たし車椅子利用者の利用に配慮した客室を整備することや、追補版 2. 1 (2) に示す一般客室を整備することで、一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるような環境を整えることが重要である。

また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

なお、車椅子利用者の利用に配慮した客室（可能な範囲で車椅子利用者用客室の基準を満たした客室）を整備する場合には、どのような点で基準を満たすことができていないのかについての情報提供の充実を図ることも重要となる。

- ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。
- ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。
- ・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

2.3 ソフト面の工夫

(1) 情報提供とコミュニケーション

それぞれの高齢者、障害者等の利用者の特性に応じて車椅子利用者用客室のみならず、一般客室を含めて各客室に一時的に施設管理者がソフト面の工夫を行うことにより、多様なニーズに対応できる。以下に考えられる配慮事項を示す。

① 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

<設計例>



- ・緊急通報ボタン（左）と、従業員からの電話連絡に反応し、文字情報や光で火災等の発生を伝える装置



- ・フラッシュライト
- ・ノックセンサー（ドアノック音を感知して、信号に変え受信機（光や振動で伝達する装置）に送る装置）

② 電話機等による連絡手段

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。

留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことも考えられるが望ま~~し~~。ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

留意点：スマートフォン・タブレット端末、テレビ、携帯端末の活用

- ・客室に備えたスマートフォン・タブレット端末、テレビを利用して、フロントへの緊急連絡や問い合わせ等に音声やメールで対応する、貸し出し備品を表示する等の取り組みを行っているホテル等がある。
- ・聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

<設計例>



- ・スタッフへの連絡や、室内環境の調整可能なタブレット



- ・大型表示ボタン（点字表示付き）の電話機

2. 3 ソフト面の工夫

(1) 情報提供とコミュニケーション

③ 客室の位置

- ・視覚障害者が宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

④ 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車椅子使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。

(2) 備品の対応、貸し出し

① 客室内設備の使用 방법等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。

② 便房所、浴室等の備品

- ・高齢者、肢体不自由者（車椅子使用者、杖使用者、上下肢障害者等）、妊産婦やけが人等の一時的に制限を受ける人々等が利用する際に、客室に浴室用車椅子、シャワーチェア、浴槽移乗台、浴槽滑り止め用のマット、補高便座、手すり（工事を伴わないもの）等を貸し出すことができるよう、準備することが望ましい。
- ・便房、浴室等の備品を、複数の方が同時一度に利用することにも配慮する。

留意点：手すり（工事を伴わないもの）

- ・手すり（工事を伴わないもの）としては、床に置く手すり、天井と床に突っ張らせて固定する手すり、便器に挟んで固定するトイレ用手すり、浴槽縁を挟んで固定する浴槽用手すり等がある。

< 備品の例 >



・浴槽滑り止めマット、浴槽移乗台



・背もたれ付きシャワーチェア



・シャワーチェア

③ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことができるよう、準備することが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・2002（平成14）年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテル等、不特定多数の人が出入りする民間施設等に、補助犬同伴の受け入れが義務付けられた。

3. 設計事例集

■ 巻末資料

バリアフリー建築設計標準チェックリスト（ホテル・旅館編）

